



子育て支援課 からの お便り



児童手当の支給と 現況届の提出

中学校3年生までの児童を養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

■支給月額 (1人あたり月額)

▼3歳未満まで / 1万5千円
3歳以上 / 中学生 / 1万円
(小学校までの第3子以降は1万5千円)
※所得制限を超えている場合には、1人あたり月額5千円が支給されます (特例給付)。

■児童手当の現況届

児童手当を受給している方には、6月1日に現況届を発送しますので、6月30日(金)までに提出してください。これは6月1日現在の養育状況などを確認するためのものです。提出されない場合、6月以降の手当の支給が遅れたり、支給ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。
※公務員の方(出向などを除く)は職場で手続きをしてください。

で支給されます。

■支給額

児童1人につき、月額2千円
*1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

母子・父子福祉手当

ひとり親家庭で、18歳に達する年度までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■支給額

児童1人につき月額1千円
※現に児童を扶養している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■受給資格者 (国籍は問いません)

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象)

- ① 児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます(所得制限があります)。
- ② 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ③ 父または母が死亡した児童
- ④ 父または母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらずに懐胎した児童
- ⑨ 母が懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額 (月額)

受給資格者や配偶者及び扶養義務者(同居している受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹)の前年の所得や、監護(養育)する児童数などにより決定します。

▼児童1人の場合

・全部支給 4万2千290円
・一部支給 4万2千280円 / 9千980円

▼児童2人目は9千990円 / 5千円、3人目以降1人につき5千990円 / 3千円の加算有り

ひとり親家庭医療費 の申請(更新)について

■ひとり親家庭医療費更新の手続き
現在ひとり親医療を受給中の方は更新の手続きが必要になります。書類を送付しますので6月30日(金)までに手続きをお願いします。

■助成内容

- 保険適用になる自己負担額の助成
- 助成対象者 / 次のいずれかに該当する方(前年所得を基に判断)
 - ▲ 母子・父子家庭の母または父と児童
 - ▲ 準母子・準父子世帯
 - ▲ 父母のいない児童
- 児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証、印鑑
*該当すると思われる方は申請してください。後日受給者証を発送します。

多子世帯の保育料助成

昨年度に引き続き、18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降で3歳未満の子どもに対する保育料等の助成制度があります。認可保育所だけでなく、認定こども園や幼稚園、届出認可外保育施設も対象となります(南国市外の施設も対象となります)。

■対象者 / 南国市にお住まいの方で、満18歳未満の子ども(平成11年4月2日生まれ以降の子ども)を3人以上養育している世帯の第3子以降かつ3歳未満児(平成26年4月2日生まれ以降の子ども)

■ 対象期間 / 平成29年4月分から平成30年3月分

■免除・補助額等

- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等 / 利用者負担額無料
- ・ 届出認可外保育施設 / 基本的な保育サービスに要する費用を補助(月額5万円を上限)
- ・ 幼稚園 / 授業料等で就園奨励費を超える額を補助(月額2万5千円を上限)

■ 提出期限 / 平成30年3月末厳守(年度をこえて助成はできません)

※必要書類は子育て支援課窓口や南国市のホームページからダウンロードできます。

子育て支援課からの
お知らせに関する問い合わせ

子育て支援課
0880・65662

「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました

子どもから高齢者まで、障害の有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、全ての人の願いを実現するための考えや取り組みを「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」(計画期間:平成29年度~平成33年度)としてまとめました。



基本理念

みんなの“あい”があふれる南国市 ~あいさつからであいふれあい支えあい~

- 基本目標1 元気な地域・人づくり
- 基本目標2 安心の支援体制づくり
- 基本目標3 住民の福祉を守るしくみづくり
- 基本目標4 協働と連携の基盤づくり
- 基本目標5 住民の活動を中心としたまちづくり

※計画(冊子及び概要版)の内容は、市ホームページのほか、市立図書館や地区公民館、南国市社会福祉センターなどで閲覧できます。

【お問い合わせ】福祉事務所 地域福祉支援係 ☎880-6566